

京都市会計管理者訓令第1号

会 計 室

区会計管理者

会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市会計管理者 森井 保光

第5条前段中「区民部市民税課管理係長又は同部課税課管理係長」を「区民部市民税課市民税係長又は同部課税課市民税係長」に改める。

別表会計室長の項中第6号及び第7号を2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 1件5,000,000円以下の立替払の支出負担行為の合議に関すること。

(7) 1件20,000,000円以下の収納事務の委託の合議に関すること。

別表会計室次長の項中第2号から第14号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 1件100,000円以下の立替払の支出負担行為の合議に関すること。

(3) 1件5,000,000円以下の収納事務の委託の合議に関すること。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(会計室)